介護予防支援に係るケアマネジメント業務の委託事業所の承認に係る報告について

資料　１

１　指定する事業所について

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業所名称 | 事業所所在地 | 指定（予定）年月日 | 契約する地域包括支援センター | 委託の経緯について |
| １ | ハーブランド介護サービス流山居宅介護支援事業所 | 流山市後平井１６５ | 平成27年12月25日 | 東部地域包括  支援センター | 今後の要支援増加に備え、介護予防支援業務委託についての契約が必要であるため。 |
| ２ | 秋桜ヴィレッジ初石  居宅介護支援事業所 | 流山市東初石３丁目１３９番地の１ | 平成27年10月1日 | 中部地域包括  支援センター | 当該事業所の利用を希望する被保険者は、９月１８日付で総合事業対象者として登録し、介護予防マネジメント、介護予防のためのサービス提供を実施することとなった。被保険者及び家族の支援を円滑に行うためには、被保険者及び家族が希望する介護支援専門員が介護予防支援を担当することが適切であるため、委託を承認した旨を報告するものである。 |
| ３ | 秋桜ヴィレッジ南流山  居宅介護支援事業所 | 流山市南流山６丁目８番地の１５ | 平成27年12月25日 | 南部地域包括  支援センター | 今後の要支援増加に備え、介護予防支援業務委託についての契約が必要であるため。 |
| ４ | きん柑ケアプランセンター | 大阪府大阪市淀川区西宮原２丁目  ７番地の４５の１１０７ | 平成27年11月1日 | 中部地域包括  支援センター | 当該事業所の利用を希望する被保険者は、要支援１の認定を受けサービスを利用していた。大阪へ転居することとなり、転居後もデイサービスを引き続き利用したいとの希望が本人よりあった。被保険者の支援を円滑に行うためには、本人が支援を受けることを希望し、本人の生活の場の近くにある当事業所の介護支援専門員が介護予防支援を担当することが適切であり、本人の自立支援の為にも出来る限り早く介護予防支援を受けることが望ましいため、委託を承認した旨を報告するものである。 |
| ５ | やさしい手新柏 | 柏市豊住１丁目３番地の２５  センチュリーテラス新柏 | 平成27年11月1日 | 中部地域包括  支援センター | 当該事業所の利用を希望する被保険者は、更新により１１月１日より要介護から要支援１の認定に変更となったが、本人及び家族より、これまで支援を受けていた介護支援専門員に引き続き介護予防支援を受けたいとの希望があった。被保険者の支援を円滑に行うためには、既に家庭の状況を把握し信頼関係を持つ当事業所の介護支援専門員が介護予防支援を担当することが適切であるため、委託を承認した旨を報告するものである。 |
| ６ | 流山やわらぎ | 流山市東深井８８０番地の１１５ | 平成27年11月1日 | 北部地域包括  支援センター | 当該事業所の利用を希望する被保険者は、更新により１１月１日より要介護から要支援２の認定に変更となったが、これまで支援を受けていた介護支援専門員に引き続き介護予防支援を受けたいとの希望が本人よりあった。被保険者の支援を円滑に行うためには、既に家庭の状況を把握し信頼関係を持つ当事業所の介護支援専門員が介護予防支援を担当することが適切であるため、委託を承認した旨を報告するものである。 |
| ７ | 居宅介護支援センター  月の船 | 流山市野々下１丁目２９２番地 | 平成28年1月1日 | 東部地域包括  支援センター | 今後の要支援増加に備え、介護予防支援業務委託についての契約が必要であるため。 |
| ８ | 居宅介護支援事業所  あじさい | 松戸市幸田１８０番地１ | 平成27年12月25日 | 南部地域包括  支援センター | 当該事業所の利用を希望する被保険者は、要支援1の認定を受け、介護予防サービスの利用を検討している。被保険者の妻は要介護認定を受け、当該事業所の介護支援専門員による支援を受けているため、被保険者本人より妻と同じ当該事業所の介護支援専門員の支援を受けたいとの希望があった。被保険者及び家族の支援を円滑に行うためには、既に家庭の状況を把握し信頼関係を持つ当事業所の介護支援専門員が介護予防支援を担当することが適切であるため、委託を承認するものである。 |

２　これらの事業所に対する流山市としての方針等について

　介護保険法第１１５条の２３第３項に指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができると規定されている。今回申請のあった事業所は、介護保険法第７９条の規定による指定居宅介護支援事業所であるとともに、地域包括支援センターからの届け出書類に基づいて審査した結果、適切な介護予防ケアマネジメントを実施することができるものと認め、市として承認するものである。